

2. 林業および狩猟業所得総括表

年次および種別				生産額	所得率	所得額
昭 昭 昭 昭 昭 昭	和 和 和 和 和 和	25	年	3 332 527 869	※ 71.75	2 391 235 293
		26	年	3 469 241 168	※ 77.65	2 693 749 884
		27	年	3 994 644 784	※ 80.07	3 198 544 498
		28	年	4 549 670 109	※ 79.53	3 618 525 370
		29	年	4 891 946 560	※ 77.67	3 799 717 640
		30	年	5 417 346 923	※ 76.37	4 137 031 609
国 有 林	小 素 木 苗 林	野 副 産	計	1 174 527 628	—	913 711 640
			材	1 109 220 697	77.88	863 861 078
			薪	6 384 000	85.64	5 467 258
			炭	13 664 925	66.86	9 136 369
			木物	44 854 316	77.88	34 932 541
			産物	403 690	77.88	314 394
公 私 有 林	小 素 木 苗 林	野 副 産	計	4 205 418 529	—	3 194 192 253
			材	2 814 688 700	77.88	2 192 079 560
			薪	213 758 159	85.64	183 062 487
			炭	885 438 570	66.86	592 004 228
			木物	112 131 350	77.88	87 327 895
			産物	179 401 750	77.88	139 718 083
狩 猟 業	小 鳥 獣	計	37 400 766	77.88	29 127 716	
		類	15 521 626	77.88	12 088 242	
		類	21 879 140	77.88	17 039 474	

〔推計方法〕 本業は林業、狩猟業に分ち林業は国有林、公私有林別に素材、薪、木炭、苗木、林野副産物に分類して生産額を求めこれに所得率を乗じて推計した。狩猟業については鳥類、獣類に分ち生産額を求め所得率を乗じて推計した。

〔注〕 ※印は逆算したものである。

資料： 県総務部統計課

3. 漁業および水産養殖業所得総括表

年次および種別				生産額	所得率	所得額
昭 昭 昭 昭 昭 昭	和 和 和 和 和 和	25	年	462 051 500	48.5	224 094 978
		26	年	467 685 268	50.6	236 648 746
		27	年	561 947 000	51.7	290 526 599
		28	年	555 449 830	47.4	263 283 220
		29	年	514 849 230	48.8	251 246 424
		30	年	568 523 389	48.8	277 439 414
淡 貝 水 水	類 産	水 の 動 産	魚	499 050 060	48.8	243 536 429
			他	3 220 500	48.8	1 571 604
			物	5 937 200	48.8	2 897 354
			殖	60 315 629	48.8	29 434 027

〔推計方法〕 水産業の生産額を求めこれに所得率を乗じて推計した。

資料： 県総務部統計課

4. 鉱業所得総括表

年次および種別				生産額	所得率	所得額
昭 昭 昭 昭 昭 昭	和 和 和 和 和 和	25	年	3 158 931 658	53.00	1 849 939 591
		26	年	4 782 198 366	53.00	2 911 518 359
		27	年	4 321 508 680	56.00	2 420 044 861
		28	年	4 265 621 252	※ 52.10	2 222 529 929
		29	年	4 342 962 412	※ 52.51	2 280 480 667
		30	年	4 331 450 100	※ 53.12	2 300 736 828
金 非 亜 土	属 炭 石	属 採	鉱	3 114 210 880	53.4	1 662 988 610
			業	525 702 184	53.3	280 199 264
			業	685 460 568	51.7	354 383 114
			取	6 076 468	52.1	3 165 840

〔推計方法〕 本業は金属鉱業、非金属鉱業、亜炭鉱業および土石採取業に分類して次の如く推計した。すなわち土石採取業を除く各業種については名古屋通商産業局資料および総理府統計局編「日本統計年鑑」より生産額を求めこれに所得率を乗じて推計した。

なお土石採取業については県下土木出張所資料により生産額を求め所得額を乗じて推計した。

資料： 県総務部統計課

5. 建設業所得総括表

年次および種別	人件費(労務費) A			工 事 額 B			所得率 C %	所 得 額 D = B × C			総 所 得 額 A + D						
	千円	円	円	千円	円	円		千円	円	円	千円	円	円				
昭和25年	623	969	577	3	847	592	252	...	1	330	672	773	1	954	642	350	
昭和26年	1	042	576	521	2	896	031	588	...	1	087	108	522	2	129	685	043
昭和27年	521	370	618	4	939	157	209	...	1	917	233	903	2	438	604	521	
昭和28年	438	116	855	7	359	648	256	...	2	537	423	645	2	975	540	500	
昭和29年	574	586	066	8	031	700	524	...	2	712	036	075	3	286	622	141	
昭和30年	617	484	125	8	153	818	351	...	2	683	131	861	3	300	615	981	
土木工事	617	484	125	3	392	953	351	40.24	1	365	324	429	1	982	808	554	
国営	169	278	894					—						169	278	894	
県営	427	213	164	1	972	260	351	40.24	793	637	565		1	220	850	729	
市営				1	411	204	000	40.24	567	868	490			567	868	490	
町営	20	992	067		9	489	000	40.24	3	818	374			24	810	441	
村営								—									
その他								—									
建築工事				4	760	865	000	27.68	1	317	807	432	1	317	807	432	

〔推計方法〕 本業は土木工事、建築工事に分類し、更に土木工事は国営および県営、市町村営に区分して推計した。

資料： 県総務部統計課

6. 製造業所得総括表

年次および種別	4 人 以 上			3 人 以 下			総所得額 G = C + F
	生産額 A	所得率 B %	所得額 C = A × B	生産額 D	所得率 E %	所得額 F = D × E	
昭和25年	8 603 143
昭和26年	15 042 430
昭和27年	14 391 715
昭和28年	19 426 483
昭和29年	20 907 636
昭和30年	25 801 586
小 計	100 094 965	...	24 201 087	4 873 607	—	1 485 846	25 686 933
食糧品製造業	8 480 542	14.00	1 187 276	819 517	19.47	159 560	1 346 836
繊維製品製造業	53 627 055	23.89	12 811 503	1 354 310	31.86	431 483	13 242 986
衣服および身廻用品製造業	1 315 123	28.93	380 465	203 494	35.81	72 871	453 336
木材および木製品製造業	5 474 460	19.75	1 081 206	540 089	28.36	153 169	1 234 375
家具および装備品製造業	634 322	31.93	202 539	145 040	39.79	57 711	260 250
紙および類似品製造業	4 245 141	21.54	914 403	348 921	28.75	100 315	1 014 718
印刷および類似業	843 552	51.67	435 863	39 477	42.39	16 734	452 597
化学工業	3 612 446	38.72	1 398 739	28 939	35.30	10 215	1 408 954
石油および石炭製品製造業	99 432	22.31	22 183	5 546	22.68	1 258	23 441
ゴム製品製造業	76 673	4.88	3 742	11 720	22.63	2 652	6 394
皮革および皮革製品製造業	72 581	29.20	21 194	4 221	24.44	1 032	22 226
ガラスおよび土石製品製造業	10 911 088	20.31	2 216 042	788 220	34.91	275 168	2 491 210
第一次金属製造業	837 750	25.22	211 281	18 639	16.94	3 157	214 438
金属製品製造業	2 092 808	42.41	887 560	140 491	32.87	46 179	933 739
機械製造業	2 219 831	31.89	707 904	77 836	36.13	28 122	736 026
電気機械器具製造業	1 528 208	32.53	497 126	35 998	51.43	18 514	515 640
輸送用機械器具製造業	3 222 970	33.13	1 067 770	23 690	40.16	9 514	1 077 284
医療機械、理化学機械、写真機	213 725	28.53	60 976	4 957	43.78	2 170	63 146
光学機械および時計製造業	587 258	15.89	93 315	282 502	33.99	96 022	189 337
その他の製造業							
小 計	114 653
専 売 公 社	105 939
刑 務 所	8 714

〔推計方法〕 本業は製造業（中分類別）刑務所および専売公社に分けて推計した。

A 製造業

県において集計した昭和30年工業統計調査から産業分類別に、従業者4人以上を使用する事業所の生産額は、製造品出荷額に在庫品増加額を加味して求め、従業者3人以下の事業所については、資料がないため製造品出荷額をそのまま生産額とみた。なお、所得率は4人以上の事業所については、工業統計調査から求められる出荷額に対する附加価値額の占める比（附加価値率）をもととし、これに法人企業統計調査から製造業の収入額に対する減価償却費、修繕費、その他の営業経費の1/2の率を求めて調整した。3人以下の所得率は個人商工業経済調査から売上高に対する所得額の割合を求め、さらに法人企業統計調査の製造業資本金200万円未満の法人について収入額に対する減価償却費の割合を求めて調整した。

B 刑務所および専売公社

刑務所については生産額に所得率を乗じて求めた。専売公社については日本専売公社名古屋地方局に照会し、県内従業者の人員費を計上した。

資料： 県総務部統計課

7. 運輸通信およびその他の公益事業総括表

年次および種別				所得額			
昭 昭 昭 昭 昭	和 和 和 和 和	25	年	3	179	251	592
		26	年	3	786	509	322
		27	年	5	103	922	309
		28	年	6	409	551	784
		29	年	8	743	307	070
		30	年	9	871	613	504
国 地 道 倉 通 熱 水	有 鉄 道 運 庫 信 動 力 供 給 道	25	年	1	213	184	782
		26	年	8	270	030	428
		27	年	1	480	849	418
		28	年		30	655	029
		29	年	1	546	378	978
		30	年	4	656	889	605
				1	16	625	264

〔推計方法〕 本業は国有鉄道以下七業種に分ちそれぞれ下記のとおり推計した。

- A 国有鉄道
県内国鉄事業所職員の支払人件費を所得額として計上した。
- B 地方鉄道軌道業
県内私鉄会社の総営業収入金額に所得率を乗じて推計した。所得率は私鉄会社の決算書より求めた。
- C 道路運送業
岐阜県陸運事務所調の「自動車営業報告」から一台当り営業収入を求めこれに県内営業台数を乗じて総営業収入を求め所得率を乗じて推計した。なお所得率も同資料から推計した。
- D 倉庫業
昭和29年事業所統計から求めた個人業主および雇傭者数に個人所得の運輸通信その他の公益事業の一人当り所得を乗じて求めた。
- E 通信業
郵便、電信電話については、名古屋郵政局および県電信電話公社の歳出決算書から人件費給与額を求め、放送業についてはN・H・K岐阜支局およびラヂオ東海に照会し人件費を求めた。
- F 熱光および動力供給業
県内ガスおよび電力会社の決算書から営業収入を求め、これに所得率を乗じて推計した。
- G 水道業
水道企業を行う県内市町村決算書から事業収入を求め、物的経費を控除して推計した。

資料： 県総務部統計課

8. 卸売および小売業、金融保険および不動産業、サービス業、公務総括表

年次および種別				卸売および小売業		金融保険および不動産業		サービス業		公務		分類不能										
昭 昭 昭 昭 昭	和 和 和 和 和	25	年	6	918	626	050	1	109	498	416	3	541	540	230	1	534	284	187	34	251	397
		26	年	11	023	076	144	1	660	766	088	6	021	925	371	1	856	365	704	—	—	—
		27	年	13	155	838	360	2	048	976	186	7	659	371	691	2	115	056	088	—	—	—
		28	年	14	481	157	624	2	561	678	629	9	660	091	611	3	070	273	285	—	—	—
		29	年	15	346	522	050	2	868	409	293	9	855	645	759	3	714	635	185	—	—	—
		30	年	16	605	450	461	3	667	427	270	12	431	642	229	4	137	989	084	—	—	—
勤 個 個 個 法	勞 業 主 賃 貸 利 子 所 得	25	年	4	696	694	214	1	870	159	736	5	427	963	126	4	137	989	084	—	—	—
		26	年	10	212	203	805		133	558	567	6	680	126	921		—	—	—	—	—	—
		27	年				—		740	657	560				—		—	—	—	—	—	—
		28	年		653	751	442		9	231	407		82	523	182		—	—	—	—	—	—
29	年		1	042	801	000		913	820	000		241	029	000		—	—	—	—	—	—	
30	年				—				—				—		—	—	—	—	—	—	—	

〔推計方法〕 物的方法による推計が困難なため、人的方法により推計した。

- A 卸売および小売業、金融保険および不動産業、サービス業
個人所得で推計した勤労所得、個人業主所得、個人賃貸料所得、個人利子所得の産業別組替えにより推計した。なお、法人所得は分配所得で推計した法人所得を産業別会社表の利益金額の割合で按分して推計した。
- B 公務
国家事務、地方事務に分けて推計した。
国家事務については、推計公務員数から県市町村職員数（県人事課および地方課資料）および自衛隊員数を差し引いて人員を求め、これに中央各出先機関に照会して求めた一人当り平均給与を乗じて推計した。なお、自衛隊給与は直接照会により求めて加算した。
地方事務については、県職員は県決算書、市町村職員は県地方課調市町村決算見込額からそれぞれ人件費を求めて計上した。

資料： 県総務部統計課